

滋 流 政 第 5 8 号  
平成 27 年(2015 年)3 月 6 日

関係団体各位

滋賀県知事 三日月 大造



「滋賀県防災情報マップ」のリニューアルについて

平素は本県の流域治水行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

当県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号。以下「当条例」とします。）第 29 条において、宅地建物取引業者の皆様に対して、宅地または建物の売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の水害リスク情報を提供する努力義務を規定しております。

これまでから、宅地建物取引業関連団体の皆様におかれましては、当該規定の運用についてご理解とご協力いただいているところですが、水害リスク情報を発信しておりますウェブサイト「滋賀県防災情報マップ」が、平成 27 年 3 月 3 日をもってリニューアルいたしましたのでお知らせします。

これに合わせ、「滋賀県防災情報マップ」を用いて当条例第 29 条に基づく水害リスク情報提供に関する資料を作成する手順について、別添のとおり作成しましたので、貴団体各位への周知について、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. リニューアルしたウェブサイト「滋賀県防災情報マップ」URL

<http://shiga-bousai.jp/dmap/>



バーコード読取機能のあるスマートフォン、携帯電話は、左のバーコードからもアクセスできます。

※ データ量が多いため、定額プランをご利用されていない場合は、通信料にご注意ください。

滋賀県土木交通部流域政策局

流域治水政策室

担当：一伊達、辻 TEL077-528-4291

FAX077-528-4904

Mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp